

令和7年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月4日(木) 13時30分から 14時25分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 岡田 修一	
会長職務代理	10番 小松 和啓	17番 岡本 博臣
委員	1番 竹村 純吉	2番 藤原 新市
	3番 宗石 大輔	
	4番 西尾 文彰	5番 堤 昭雄
	6番 村上 千世	
	7番 上島 陽子	8番 西村 広幸
	9番 竹村 雄介	
	11番 門脇 義人	12番 山内 茂
	13番 三木 克司	
	14番 森田 良彦	15番 竹平 豊久
	16番 三谷 富重	
	18番 有光 収三	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時31分) それではただ今から、令和7年第9回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理
-----	---

	する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議 長	はい皆さんこんにちは。 台風がちょっと心配なんですけど、そんなに降らんろうと思うんですけど。まだ山の方はこれからいう感じなんでしょう。ま、よけ降らんことを願っております。では本日の議案に訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。門脇委員さん、そして山内委員さんをお願いしますので、よろしくお願いします。 本日は欠席はありません。
議 長	それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事 務 局	はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は5件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりです。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐古藪の農地5筆で合計面積1,717㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町影山の農地で面積49㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町加茂の農地2筆で、合計面積は710㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町岩次の農地で、面積は72㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町岩次の農地で、面積は72㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか。
農 業 委 員 (5 番)	えーと、2番ですけど、住宅と一体購入とありますが、住宅はどの住宅になりますでしょうか？
事 務 局	えーと、資料2の1のところの下の写真のところになります。この189の1の南っかわ、下っかわに住宅が、ちょっとあんまり写ってないですが、ここにあります。平屋の一戸建ての家が。場所はそこです。 分かりましたかね？
農 業 委 員 (5 番)	この角(かく)い、上の地図で角(かく)になっちゅう白ったのやつですよ。
事 務 局	はい。

議	長	他にはありませんか？ 格段無いようですが、いかがでしょう。 ———質 疑 な し———
議	長	無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか。 ———異 議 な し———
議	長	はい、それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。 ———全 員 挙 手———
議	長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして第2号議案農地法第4条による許可申請についての説明をお願いします。
事 務 局		はい、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 1番、申請地は香北町橘川野字中西128番1、地目は田、面積は160㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場、申請事由は議案書のとおり。資料は6で農地区分は1種農地で調査員は武内推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。 2番、申請地は香北町猪野々字井ノソ東サコ1340番2、地目は畑、面積は23㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は7で農地区分はその他2種農地で調査員は山本推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。 3番、申請地は物部町頓定字土居259番4、地目は畑、面積は1,138㎡の内30.25㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は8で農地区分はその他2種農地で調査員は小松弥生推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。 以上です。
議	長	補足説明を武内推進委員、山本推進委員、小松推進委員にそれぞれお願いします。
事 務 局		すいません、武内さん本日欠席ですので、ちょっと事務局の方から話をさせていただきます。 橘川野の駐車場にするとする所ですが、一応確認をしましたら周りも住宅に囲まれているということもあって、あとは南っかわにちょっと青線が

あるのかな、なのでその実際施工にあたっては管財課の方とも話を
して、ということはあると思いますが、他は特に問題はないというこ
とです、以上です。

で、次は山本さん。

推 進 委 員
(1 4 番)

えー、山本です。

先日調査に同行いたしまして資料7を、写真を見てくださったとおり、
近くに人家は、上段に1件ありますがこれは空き家になっておりまして、
あとは地主さんのおうちということで・・・(→写真が違っていたので次へ)

推 進 委 員
(1 8 番)

小松です、資料8をご覧ください。

資料8の右ですが、195号線から10分ぐらい山の方へ上がった所になる
んですけど、いま柚子を栽培されてますが、その一部を納骨堂にするとい
うことで、話があつてます。すぐ近くに住宅というか建物もありますが、
常時住んでるおうちではなく、一応許可もいただいているとのこと
です。特に問題はないと思います。

以上です。

議 長

はいありがとうございました。それでは議案第2号農地法第4条による
許可申請につきまして質疑を行いたいと思います。何か質問はありません
かね？

事 務 局

すいません、ちょっと事務局からなんですが、資料の7の案件の、猪野々
の案件ですが、ちょっと2点検討せんといかんことがありまして、申請者
が申請した時点ではもちろんご存命だったんですが、つい一週間くらい前
に亡くなられたということと、あとちょっとすいません、写真資料の現地
写真が場所が違ってまして、ちょっと検討させていただきたいので、時間
をいったんいただきたいということになりそうです。

いったん小休止で、事務局で話をさせていただきます。ちょっとお待ち
ください。

事 務 局

すいません、お待たせしてます。

いま県の農業基盤課の方に確認をさせてもらったところ、やはり4条の
自己転用なので、申請者自体が亡くなられたら申請自体が成り立たんとい
うことで、計画を引き継ぐにしても親族の方にまた新しく申請人を立てて
もらいたいということでしたので、この案件はもうここで諮りませんので、
すいません。

ですので、2番の案件はナシということで、1番と3番について審議をい
ただくということで、継続したいと思います。写真は場所が違いますので、
すいません。

議 長

他にありませんかね？じゃあちょっと聞きたいんやけど、1番の写真で
よね、113番地と136番地を売却する計画があるというがで136番地は分
かったけど、113番地、この地図で資料6の5、で、この128かね、が申
請地やろ？ほんでこの上が国道で、下が道が南つかわから入るいうても133
番地を通らんと入れんということやろか？

事 務 局	議案書の転用事由というところの、カッコ内の 113 番地と書いてますけども、133 番地になるということで、すいません。
議 長	この二筆を売って、ここから入る、南の道から入る。136 番地を通して中の駐車場へ入っていくという計画なが？
事 務 局	そうですね。で議案書が 113 となってますが 133 ということで。
議 長	それでこの資料 6 の 4 よね、この 3m5m ってなっちゅうすみっこのところやけど、その、はすが出ちよらあね、それをどうするろうかと思うて。それも心配。農地を残すやったら。
事 務 局	はい、先ほどちょっと会議の前にですね、会長からも話がありましたので、この点もちょうと残置というか、どう利用するんだっていう話になりますので、確認をしてまた説明をさせてもらいたいと思います。
議 長	これどうせやったら国道から直接入ったがマシやない？
事 務 局	そうですね。
議 長	他にはありませんか？ 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか？
	———異 議 な し ———
議 長	では、議案第 2 号について賛成の方の挙手をお願いします。
	———全 員 挙 手———
議 長	はい、全員賛成です、ありがとうございます。 続きまして議案第 3 号農地法第 5 条による許可申請について説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、議案第 3 号農地法第 5 条による許可申請について説明致します。 1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字願常寺 1120 番 3、地目は畑、面積は 32 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は墓地、転用事由は議案書のとおり。資料は 9、農地区分はその他 2 種農地、調査員は宗石委員です。 申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他 2 種農地になります。 以上です。
議 長	そしたら補足説明を宗石委員お願いします。

農 業 委 員 長 資料の 9 をお願いします。場所は香北町の青少年の家に上がっていった所の [] の隣になってます。該当地はこの方の身内のお墓隣ということで、この辺はお墓もたくさんありますし、特に問題はないかと思います。以上です。

議 長 はい、それでは議案第 3 号農地法第 5 条について、説明がありました。何かご質問があれば受けたと思います。が、格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは、議案第 3 号について、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第 4 号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第 4 号非農地証明願いについて説明いたします。

1 番、申請地は土佐山田町字有光北鍵山 2403 番 2、地目は田、面積は 137 m^2 、利用状況は住宅の敷地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は永森推進委員で資料は 10 です。

2 番、申請地は土佐山田町影山字ヌタ 258 番 2、地目は畑、面積は 72 m^2 、外 2 筆で合計面積 184 m^2 、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は 11 です。

3 番、申請地は土佐山田町林田字塚穴 637 番、地目は畑、面積は 366 m^2 、外 2 筆で合計面積 1,126 m^2 、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は上村推進委員で資料は 12 です。

4 番、申請地は土佐山田町東川字シタヤスバ 55 番 1、地目は田、面積は 347 m^2 、利用状況は農業出荷施設、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三木委員で資料は 13 です。

5 番、申請地は土佐山田町宮ノ口字南酒屋床 12 番 1、地目は畑、面積は 152 m^2 、外 3 筆で合計面積 1,086 m^2 、利用状況は資材置場、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は 14 です。

6 番、申請地は土佐山田町加茂字常盤野 298 番 1、地目は田、面積は 490 m^2 、外 1 筆で 合計面積 553 m^2 、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は上村推進委員で資料は 15 です。

7 番、申請地は香北町谷相字野久保 3563 番、地目は畑、面積は 132 m^2 、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は 16 です。

8 番、申請地は香北町朴ノ木字郷田 612 番 1、地目は田、面積は 431 m^2 、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は 17 です。

9番、申請地は物部町神池字野久保 984 番、地目は畑、面積は 264 m²、外 4 筆で合計面積 719 m²、利用状況は原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は 18 です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。補足説明を順番に永森推進委員、森田委員、上村委員、三木委員、三谷委員、岡本委員、よろしくお願いします。

事務局 はい、そしたら永森推進委員が今日は欠席ということで、事務局の方で対応させていただきます。

資料の方は 10 番になります。写真の通り現在はもう家が建ってますので特には問題ないです。以上です。

農業委員 (14 番) それでは資料の 11 の 1 と 11 の 2, 11 の 3 をご覧ください。場所につきましては龍河洞線の龍河洞温泉から約 100 メートルぐらい行って、片地川を渡った所を右に入った山になります。ここへ書いている通り、もう全部が山林化しておりまして、別に問題ないと思います。

それと申請番号 5 番、資料 14、飛んで申し訳ないです、資料 14 の 1 と 14 の 2 をご覧ください。場所は [] の前になります。ここは [] さんの土地でして、[] さんが重機とか機械を置いております。周囲の方の同意書もいただいておりますので、別に問題ないと思います。以上です。

推進委員 (5 番) そしたら僕の方からも議案の 3 番と 6 番と合わせてご説明いたします。まず資料の 12 の 1 ですが、637 番の地番の方は、もうずいぶん前から竹やぶになっており、その上もまあもう山との境で、どっちかという山の方の分に入るような感じで、問題はないと思います。

それと 694 番と 713 番はその、そこからまだ上流に上がって大倉池というため池がありますが、そこからこの上に大みえ山という山がありますが、そこへの山道沿いに谷が延びていまして、その最上流部に昔田んぼが点在していたようですが、現在はもう杉の木とか雑木で覆われて、問題はないと思います。

それと続きまして 6 番の方ですが、6 番の方は加茂、写真資料の 15 の方ですが、ここは大正時代よりもう住宅であったということで、農地として活用されたというのは、まったく、土地のご近所の方に聞いても記憶がないということで、これも問題ないと思います。以上です。

農業委員 (13 番) それでは続きまして資料の 13 の 1、場所は入野から桧山の方へ向かう道沿いになります。写真資料の 13 の 2 の方を見てもらったらすね、この建物が農協の平山地区のやっこネギの出荷場になっておりまして、下の写真の手前っかわ、551 って書いている番号のあるところに新改分団の屯所がありまして、今は撤去されています。で、周りは畑も田もなんにもありませんので、全然大丈夫だと思います。

農業委員 (16 番) 資料の 16 の 1 をご覧ください、1 はまるっきり山の中にあるようなもので、問題はないと思います。続きまして 17 の 1、[] の所を東へ行って、朴ノ木の橋を渡ってちよっと思ったところ右っかわに [] さんの家があって、そこは主が亡くなってから息子さんが家を買ったということ

で、家の後ろに倉庫があってそこが売るときに農地のままで倉庫が建っちゃうきどうやろうということで、それを農地のままでは買えんということで申請を上げてきたところです。前に同意をもらうちゅうということで問題はないと思います。

農 業 委 員
(1 7 番)

えー、申請番号 9 番、資料 18 の 1 を開けちよります。現地へは物部町大栃から約 6 キロの距離になります。物部町神池野久保という集落にあります。地図の野久保という所の中央付近に■■■■さんところがありますが、現地は■■■■の周囲にあります。984 番地 998 の 4 番地 1107 番地 1109 番地 1110 番地の図となっております。下の写真は航空写真でそれぞれの場所を指した地図で赤い矢印は写真を撮影した方向を図示しています。

次に 18 の 2 から 18 の 5 ですが、それぞれが番地ごとの現況写真です。いずれの土地につきましても申請者であります■■■■さんのお父さん、■■■■さんといいますが、その方が 15 年以上耕作放棄をしまして、その後令和元年に相続を受けてから 6 年ほどが経過しておりますので、耕作放棄後合計で 21 年が経過しております。現地は写真の通り雑草雑木に覆われておりましたので、問題はないと思います。なおこれは耕作不適、耕作不便なこと、やむを得ない事由で 15 年以上耕作放棄により自然荒廃した土地であって容易な手段で復旧はできないと認められる土地に該当すると思われます。以上です。

議 長

はい、以上説明は終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、何か質問がありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長

格段ないようであれば採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、それでは、議案第 4 号について、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして報告第 5 号農地法第 4 条届出報告について説明をお願いします。

事 務 局

はい、報告第 5 号農地法第 4 条届出報告についてです。
案件は 1 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町旭町 2 丁目 74 番 2、地目は畑、面積は 165 m²、申請人は議案書のとおり、転用目的は木造 2 階建て住宅 1 棟ということで、すでに建っております。で、農地で一部残ってた所があるんですが、そこは先に転用で届けて終わったということですが、ここが残ってたということで届けが出てきております。資料は 19 になりますのでご覧いただけたらと思います。以上です。

議 長 はい、それでは報告第5号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ということで、報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは議案第6号、香美市農業振興地域整備計画の変更について、農林課より説明をお願いします。

農 林 課 はい、それでは、香美市農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。件数全部で12件ございまして、うち11件が除外、1件が軽微な変更となっております。それでは、除外の方から説明をさせていただきます。

まず1番の農用地、こちらは香北町美良布字常福寺333番5及び333番6です。こちらは2筆を合計した90㎡を宅地に用途変更するものです。なお、333番5については、平成5年に倉庫が建設されておりまして、宅地として現在利用されております。登記地目を現況地目に合致させるため、今回改めて除外手続きを行う事としております。加えて、333番6については、隣接地である333番1への進入路がないため、用途変更後、当該地への進入路として使用する事としております。

続きまして2番の農用地は、土佐山田町山田字エノタ1137番の2です。こちらは、農地一筆455㎡を消防団屯所に用途変更するものです。現状、当該地北側にあります消防団屯所は竣工から50年が経過しておりまして、老朽化が進んでおります。このことから、当該地に消防団屯所を新たに建設する事としております。

続きまして3番の農用地は、香北町大井平字弓場280番、294番、295番イ、295番ロ及び296番です。こちらは、5筆を合計しました2,137㎡を太陽光発電施設に用途変更するものです。現状、申請者はいの町に居住しておりまして、当該地の管理に苦慮していたことから、太陽光発電施設を建設する事としております。

続きまして4番の農用地は、香北町清爪字西ノ岡53番、59番、60番、61番及び63番です。こちらは、5筆を合計した500㎡を山林に用途変更するものです。なお、当該農地については、30年以上前から現況地目が山林となっている事から、登記地目を現況地目に合致させるため、今回改めて手続きを行う事としております。

続きまして5番の農用地は、香北町大井平字前貸屋敷235番です。こちらは、農地一筆211.57㎡を宅地に用途変更するものです。なお、当該農地については、昭和44年から現況地目が宅地となっている事から、登記地目を現況地目に合致させるため、改めて手続きを行う事としております。

続きまして6番の農用地は、香北町菰生野字府川387番1及び387番2です。こちらは、2筆を合計しました1,215㎡を収蔵庫に用途変更するものです。現在隣接地の収蔵庫において約3万点の資料が保管されておりますが、収納スペースが不足している事から、当該地に新たな収蔵庫を建設する事としております。

続きまして7番の農用地は、香北町永野字大本谷ゾエ946番1及び947番1です。こちらは、2筆を合計しました244㎡を斎場、そして倉庫及び駐

車場に用途変更するものです。こちらはお寺の檀家であった申請者の母親の遺言によりまして、当該地をお寺に遺贈する事としております。

続きまして8番の農用地は、香北町岩改字東83番1です。こちらは、農地一筆423㎡を倉庫に用途変更するものです。申請者の知人が自家用車の置場を探していた事から、除外手続き後に当該地を知人に売却し倉庫を建設する事としております。

続きまして9番の農用地は、香北町五百蔵字東屋式1702番2です。こちらは、農地一筆1,095㎡を住宅兼用事務所に用途変更するものです。申請地は耕作放棄地であり農業利用が困難な状況ですが、静かな環境と良好な景観を有しており、事務所の設置に適した立地である事から除外手続き後に事務所を建設する事としております。

続いて10番の農用地は、物部町楮佐古字大屋377番1です。こちらは、農地一筆9.91㎡を宅地に用途変更するものです。なお、当該農地については、申請者が平成31年に相続した時から現況地目が宅地となっている事から、登記地目を現況地目に合致させるため、改めて除外の手続きを行う事としております。

続きまして11番の農用地は、香北町谷相字臺ノ谷1328番、字上ノダ2322番、字岡田2363番です。こちらは3筆を合計した207㎡を山林に用途変更するものです。なお、当該農地については、申請者が平成5年に相続した時から現況地目が山林となっている事から、登記地目を現況地目に合致させるため、今回改めて除外手続きを行う事としております。

以上が除外11件の説明となります。

続きまして、軽微な変更1件の説明をさせていただきます。

1番の農用地は、香北町美良布字本田2771番です。こちらは、3,247㎡のうち、187㎡を農業用倉庫に用途変更するものです。申請地周辺に農地を所有しておりますが、農業用機械及び農業用資材等の移動に苦慮しているため、申請地に農業用倉庫を建設する事としております。

以上が軽微な変更1件の説明となります。これで議案第6号の説明を終わります。

議 長 以上、第6号議案の説明がありました。それについて質疑を行いたいと思います。何かございませんか？

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ほか、事務局より何かありますか。

事 務 局 すいません、ちょっと地域計画ができた関係で除外の今日話をさせてもらってるんですけども、地域計画も手続き的にはあって、農業委員会としたり目標地図を変更する、というか書き直す作業があって、まあ、タイミングとかはちょっとまた確立されたらなんですけど、農林課にはですね、素案を作ったものをまた変更のたびに上げていく予定になっていま

ので、今回の除外の案件もそれに基づいて地図を作り直すということでさせてもらいます。

議

長

他にありませんか？

特にないようですので定例会は終了します。

この後農地利用最適化推進委員会の意見交換会を入りたいと思います。もう雨が降っていますのでそのまま続投でやりたいと思います。よろしくお願いします。

閉会（14時25分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

岡田修一



署 名 人

阿部義人



署 名 人

山内孝

